



# 緊急事態31日まで

# 一部地域、期限前解除も 新型コロナ首相表明



新型コロナウイルス感染症対策本部会合で緊急事態宣言の延長を表明する  
安倍首相。4日午後5時4分、首相官邸

安倍晋三首相は4日、新型コロナウイルスの感染拡大に対応する改正特別措置法(新型コロナ特措法)に基づき政府対策本部会合で、緊急事態宣言に関し、全都道府県を対象としたまま5月31日まで延長すると表明した。

全国で報告される感染者数の伸びには鈍化の傾向がみられるが、医療現場が厳しい状況に置かれていることなどを踏まえ、6日の期限に解除するのは困難と判断した。

安倍首相は政府対策本部に先立つ自民党役員会で、特定警戒都道府県を除く34県のうち、今後10日間で感染者数の伸びが少ない県については宣言解除も検討していく考えを示した。緊急事態宣言を延長した後の対応については「5月14日をめどに専門家に状況を評価

してもらいたい。可能と判断すれば期限を待たず解除したいと考えている」と述べた。

政府の専門家会議は1日、新規感染者数は減少傾向にあるものの、再び感染が拡大した場合、医療提供体制にさらなる負荷がかかる恐れがあるとして、現状の枠組みの維持が望ましいとの提言を発表した。

全国知事会も一部の地域だけを解除すると、そこへの人の移動が生じかねないとして全国一律で延長するよう国に要請。政府はこうした意見を重視し、これまで通り、全国を対象とした形で延長することにした。

延長幅については6月6日ごろまで延長する案もあったが、「数字の切りがいいかどうか重要」(政府高官)として5月末を区切りとした。